



内閣府  
男女共同  
参画局

第12回自殺総合対策の推進に関する有識者会議  
「大綱に基づく諸施策の実施状況について」

令和7年7月30日  
内閣府男女共同参画局

# 性犯罪・性暴力被害相談体制の拡充

ワンストップ支援センター  
全国共通番号(R2.10～)  
通話料無料化(R4.11～)



「# 8891」  
(はやくワンストップ)

性暴力被害者のための  
夜間休日コールセンター(R3.10～)

夜間休日の相談や緊急対応のため、ワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施

性暴力に関するSNS相談  
「キュアタイム」  
(R2.10～)



キュアタイム

検索

# 性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

【令和7年度当初予算額 497百万円】  
(令和6年度予算額 493百万円 補正予算額 225百万円)

## 目的

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを核とする性犯罪・性暴力被害者支援のために都道府県等が取り組む事業(センター運営の安定化、支援の質の向上のための取組等)に要する経費を補助し、各地域の被害者支援に係る取組の充実を図る。

## 概要

[交付先] 都道府県、政令指定都市、中核市

[対象経費 (交付率)] ※他の国庫補助制度を適用可能な場合は他制度優先(本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可)

### (1) 相談センターの運営費等 (1/2)

①相談センターの運営(相談員等の人件費(処遇改善に要する経費を含む)、コーディネーターの配置、24時間対応への取組、夜間休日コールセンターとの連携等)、②医療従事者・相談員等への研修、③広報啓発、④関係機関との連携強化、⑤被害者の法的支援、⑥連携・協力する医療機関における支援環境の整備(医療機関への負担金、医師等への謝金等)、⑦先進的な取組(SNS相談、外国語対応等)、⑧こども・若者・男性被害者の支援、⑨災害時の運営継続のための取組 ※拠点となる病院を有するセンター等には加算措置がある。

### (2) 被害者の医療費等 (1/3)

緊急避妊措置、検査費用(妊娠検査、性感染症検査、薬物検査)、カウンセリング費用、人工妊娠中絶に要する経費等

### (3) AV出演被害防止・救済に関する法的支援 (全額)

## 事業スキーム

内閣府

交付金

都道府県等 ※この事業の地方負担に対しては、地方交付税措置が講じられる。

- ① 相談センターの運営費等
- ② 被害者の医療費等
- ③ AV出演被害防止・救済に関する法的支援

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等

# DV相談窓口

【DV相談ナビダイヤル】

はれれば

#8008



最寄りの配偶者暴力相談支援センターに電話

⇒ 電話相談・面談・同行支援・保護等



令和2年4月20日開始

24時間電話相談

つなぐ はやく

0120-279-889

チャット相談

※毎日12時～22時対応

同行支援

保護

緊急の宿泊提供

WEB面談も実施



soudanplus.jp

外国語相談にも対応

※24時間受付

10言語

英、中、韓、スペイン、ポルトガル、タガログ、

タイ、ベトナム、インドネシア、ネパール

# 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）

【令和7年度当初予算額 307百万円】（令和6年度当初予算額 316百万円）

## 目的

- 配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルター等の先進的な取組を促進することにより、地域における官民が連携した配偶者暴力被害者等支援の充実及び多様なニーズに応じた支援の枠組みの構築に資することを目的とする。

## 概要

- ◆ 交付先： 都道府県・政令指定都市、市町村（特別区含む）
- ◆ 対象経費： 都道府県等が負担した、民間シェルター等の先進的な取組を促進するための経費（以下①～④）
  - ①受け入れ体制整備に要する経費（母子一体で受け入れるための改修経費、メール・SNS等相談のための人件費・システム整備費、多様な被害者等を受け入れるための体制の確保（若年女性、妊産婦、障害者、男性、外国籍等の多様な被害者を受け入れるための施設の改修や居住施設の確保、施設のバリアフリー化等）等）
  - ②専門的・個別的支援に要する経費（心理的ケアや同伴児童の進学等の専門的な相談支援を行う専門職配置に要する人件費、支援員の相談支援業務の対応力向上や専門性向上に係る研修経費等）
  - ③切れ目ない総合的支援に要する経費（自立に向けたプログラム実施経費、関係機関への同行支援に係る交通費、退所者へのアウトリーチ支援に要する人件費等）
  - ④加害者プログラムの実施等に要する経費
- ※上記①～④の事業実施のための付随的経費
- ◆ 交付率等： 国 3/4（交付上限：1民間団体当たり、一つの都道府県の管内で1,000万円）
- ◆ その他： 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先

## 予算スキーム

